

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年4月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第 6 号

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日は、平成25年4月13日とする。

(行財政局防災危機管理室)